

2005年12月レポート

国別

タイ

中華人民共和国（PRC）

マレーシア

シンガポール

フィリピン

インドネシア

ベトナム

インド

ブレネイ・ダルサラーム

タイ

2005年12月ニュース

1. 直近のセッションで「満足な進展」が得られた
2. タイ、中国がIPアクションプランに調印
3. 海賊行為は、IT産業にとってブレーキである
4. 国連専門員が「芸術の棚卸」に熱心
5. 破壊の勝利

1. 直近のセッションで「満足な進展」が得られた

(バンコクポスト、タイ、ビジネス欄B3ページ、2005年12月1日付)

バンコク在住アメリカ大使館の経済顧問、ミッシェル・デラニイ (Michael Delaney) 氏によれば、タイーアメリカ間の直近の貿易交渉で満足な進展があった。両国の貿易にかかる交渉関係者は、財務領域、基本ルール、関税、環境、労働、知的財産および農業製品を取扱う項目を含めた重要な課題を提案した。

課題は、「完全合意」に至っていないが、起源(origin)と農業のルールを手本として進展したとデラニイ氏は語った。次回の話し合いは、1月9 - 13日にチェンマイで開催される予定。両国のリーダーは、来年中旬までには、結

論を出したい意向である。

期限に合わせる為、貿易交渉関係者は、財務・サービス領域、通信、知的財産、環境および労働のような敏感な課題に対して合意を得るように頻りに会合を開催する計画である。

2. タイ、中国がIPアクションプランに調印

(ネーション、タイ、ビジネス欄2Bページ、2005年12月5日付
ベトナム ニュース エージェンシ 速報 2005年12月5日付)

タイと中国は、相互承認協定(mutual-recognition arrangement)の作成および両国間に横たわる著作権侵害を厳しく取締ることを目指して、知的財産協力の係る初のアクションプランにまもなく調印する。アクションプランは、12月8 - 10日に予定されている商務省上級高官プリーチャ・ラオハポンチャナ(Preecha Laohapongchana)氏の中国訪問の間に署名される予定であると知的財産局(DIP)長官カニソーン・ナワヌラハ(Kanissorn Navanugraha)氏が語った。

両国は、商標、地理的表示、特許および著作権を含む知的財産のいろいろな観点で相互承認と協力に焦点を当てる意向である。両国は、また、不正商品との戦いで協力する予定である。

3. 海賊行為は、IT産業にとってブレーキである

(ネーション、タイ、ビジネス欄1B&4Bページ、2005年12月10日付
クルンテップ ツラキット、クルンテップ IT欄5ページ、2005年12月10日付)

公表された調査結果によれば、タイのITビジネスは、2009年までにソフトウェアの海賊行為の割合を今の水準から10%減らして69%まで下げれば、US45億ドルの規模に到達することができる。ビジネスソフトウェア協会(BSA)によって支援された調査が、ITを使用している全世界の99%に達する70カ国に渡って、インターナショナル・データ・コーポレーション(IDC)によって実施された。

最初の5年間で、タイは、US10億ドルの産業収益とUS7,400万ドルの税収を押し上げるであろう4,700種の高収入なハイテク職を生み出すことによって、経済にUS19億ドル付加することができるだろう。

2002年から2004年までに、ソフトウェア需要は15%伸び、8,000のIT職を生み出してきた。この成長へ貢献してきたものは、ハードウェアとITサービスであったから、ソフトウェア海賊行為への取組を行えば、多くの人に利益をもたらすことになるだろう。

5種類のソフトウェア問題は、組織エンドユーザの海賊行為、ハードディスク挿入（ローディング）、小売の海賊行為、ソフトウェア偽造およびインターネット海賊行為である。

4. 国連専門員が「芸術の棚卸」に熱心

(バンコクポスト、タイ、ホームニュース欄6ページ、2005年12月15日付)

国連知的財産専門員は、起源（origin）に関する主張が抵触することによって発生する係争を最小化するために、伝統的芸術の棚卸を実施するように域内にある国々を説得した。

「私は、棚卸がその類の抵触を回避するであろうと言及する。事前に文化的遺産に係る特徴を記載する。そして、国々はそのプロセスを監視するため、地域パネルを作成すべきである。」と世界知的財産機構（WIPO）内の伝統的創造・文化的表現部チーフ ウエンド・ウエンドランド（Wend Wendland）氏が、バンコクにある無体文化遺産の準地域ミーティングで出席者に語った。

ウエンドランド氏はまた、伝統音楽や医療を含む伝統芸術や知識に関する海賊行為が増加する中で、それらを守るために、伝統的商品の著作権を探索するように国々に奨励した。ウエンランド氏は、文化や遺産の類似性に係る抵触がある両国間の主張に対して、基準という課題に答えて語った。類似な文化的プラクティスを共有した両隣国間が、起源の場所に関して議論が起こった場合、そのような課題が発生し得る。

例えば、ナン・ヤイ（nang yai）として知られるタイの影人形は、クメール（Khmer）でシェック・トム（shek thom）と呼ばれているものに類似している。また、いくつかのタイ楽器も、ラオスやカンボジアで類似の形が見られる。

2003年にユネスコが、文化的表現に関する多様性の保護と促進に係る条約を確立して以来、各国は、パフォーマンス芸術、木製クラフト、伝統的舞踊や楽器を含む伝統芸術の起源を主張し始めた。

ユネスコのリストの中では、約80項目が厳しい反論にさらされている。マレーシアおよびインドネシアの独特な非対称剣であるケリス（Keris）があるが、南タイでも同様に発見されている。ユネスコは、今年はじめにこのアイテムをインドネシアのものとしてリストした。

しかしながら、文化的類似性を認識しているにもかかわらず、国連教育科学文化機構（UNESCO）は、文化や遺産のある領域によっては共有を認めていない。所有権を共有している国々の例として、タジキスタンとウズベキスタンのシャシュマコム（Shashmaqom）やバルティック諸国の祝いの歌や踊りがある。

ユネスコアドバイザーのノリコ・アイカワ(Noriko Aikawa)氏は、文化と遺産の起源に関する異論に対して、明確なガイドラインが無いことを認めている。条約は、議論の促進を目指しており、競争や序列を設定するものではない。

一方、国家文化委員会の事務局は、「無体文化遺産」の棚卸を展開するために、8、000万パーツを必要としている。

委員長のプリスナ・ポンタッドシリクン(Prisna Pongtadsirikul)氏は、事務局が伝統的なパフォーマンス芸術、民話、ハンディクラフト、伝統的な知識を含む360項目以上が地域社会や地域芸術家から提案され、いくつかが商業化される計画であると語った。そのプロセスによって、それらの芸術がより多くの観衆や消費者の身近なものとなることが期待される。

これらの芸術アイテムは、また、学校で子供たちに文化や遺産を教える材料になるだろう。

5.破壊の勝利

(バンコクポスト、タイ、ビジネス欄B2ページ、2005年12月22日付
ネイション、タイ、ビジネス欄4Bページ、2005年12月22日付
ポスト トゥディ、タイ、ビジネス欄B2ページ、2005年12月22日付
クルンテップ トゥラキット、タイ、産業欄6ページ、2005年12月22日付)

タイ行政は、海賊行為撲滅キャンペーンの一環として、21日、時計、DVD、ハンドバッグを含む100万点以上の模倣品を廃棄した。タイの路上商店および電子モールでは、公然と模倣品CD、DVD、ルイ・ビトンのバッグ、ロレックスの時計を販売しているが、行政当局は、模倣品を破壊するために、公開儀式を行って、頻繁に取引を撲滅させている。

バン・プ(Bang Pu)工業団地において、ポップスター、警察、税関職員および政治家の面前で、150万点を詰め込んだダンボール箱および大型のごみ袋を焼却炉へ投入し、トラック15台を空にした。商品は、1億1000万タイバーツ(US270万ドル)に相当した。また、破壊されたものの中には、自動車用部品の模倣品、没収および密輸入されたタバコなどのタイ税関からの100,000点も含まれている。

ビジネスソフトウェア協会による最近の調査によれば、タイで使われているソフトウェアの70%が海賊版であることが判明した。アメリカの知的財産権の保護が、タイ-アメリカ間の自由貿易協定の協議のキー項目である。

中華人民共和国

2005年12月ニュース

1. 中国とヨーロッパが将来の特許協力を確立
2. 香港が不正ファッション防止の試み
3. FBIと中国が、海賊コンピュータ犯罪で協議
4. 警察がシヤンヤンマーケット近郊の海賊行為の温床を捜査
5. 日本の衣料販売会社が中国で商標係争に勝利
6. 特許セミナー開催
7. 中国とアメリカの法学者がアメリカ知的財産権 (I P R) の使用料の扱いについて中国企業を支援

1. 中国とヨーロッパが将来の特許協力を確立 (産業アップデート、2005年12月6日付)

中国知的財産上部監視機関(China's top intellectual property watchdog)は、中国とヨーロッパ間の特許協力は、創造活動を刺激し、経済と貿易の相互関係を強化することを狙いとしていると語った。

中国州知的財産局 (SIPO) とヨーロッパ特許庁 (EPO) 間の協力関係 20周年を記念して北京で開催されたシンポジウムにおいて、SIPO長官ティアン・リップ(Tian Lipu)氏は、過去20年間に両局は、良好且つ有益な交換と協力的な関係を育ててきたと語った。

両局の将来に渡る協力は、世界の特許機構に影響を与えるだろうとティアン氏は語った。また、ティアン氏は、中国企業が、よりヨーロッパ特許システムを学びより多くのヨーロッパ特許出願を行うように刺激を与えた。

SIPOは、人的交流と教育、特許データ交換、東南アジア諸国との将来協力に向けたジョイントプログラムおよび中国ベースのヨーロッパ企業に絡めた知的財産シンポジウムを含んだEPOとの協力契約に調印した。

2. 香港が不正ファッション防止の試み

(アソシエイテッド・プレス、2005年12月7日付)

香港関税・消費税局は、12月13 - 18日の世界貿易機関 (WTO) サミットおよびホリディシーズン期間中に都市を訪れる旅行者の期待数に応える対応として、不正商品に対してステップアップした努力を行っている。

「我々は、年末までのこの期間中、通常より多くの旅行者や人々が香港に来ると予想している。そこで、不正行為が増加する勢いを抑えるため、不正行為に対抗してエンフォースメントの手段をステップアップしなければならない。」と香港税関局知的財産調査部の課長であるサムソン・チウ(Samson Chiu)氏が語った。

目的は、不正商品販売者が旅行者を取り込むことを防止することにあると彼は語った。

108人の特別行動チームは、グローバルサミットに対応して、反不正商品対策のステップアップを構築したとチウ氏は語った。チームは、WTO会議の後まで継続する予定であり、後にレビューする。もし、不正商品販売者が抑制されたのであれば、特別行動チームは、将来的には必要ではなくなるであろうと彼は語った。

海賊行為との戦いは、法律の強力なルールがある国際地区として自称「アジアの世界都市」を名乗る香港政府にとって、真剣な業務である。そのような保証が、境界の向こう側にあって不正行為が蔓延している中国本土の都市とは相違する香港を作り上げる手助けとなっている。

最近、二人の世界的大映画スター、アーノルド・シュワルツネッガーとジャッキー・チェンが、不正行為に対するテレビ宣伝に登場した。30秒の映像は、香港知的財産局と職業と経済の成長に係るカリフォルニア委員会との共同制作によるものである。

税関当局のチウ(Chiu)氏は、販売者達は逮捕を逃れるために助け合う巧妙なシステムを持っていると語った。彼らは、見張りを雇い、頻繁に保管場所を変える。いくつかのマーケットでは、商品を路上で陳列している。客は、欲しい物をカタログから選択した後、商品が配送される。時には、購入者を不正商品で埋め尽くした路地裏の展示場へ連れて行くこともあるという。

3. 中国は海賊コンピューター犯罪を協議

(ウォールストリート・ジャーナル、2005年12月8日付)

連邦捜査局(FBI)は、中国でのコンピューター関連犯罪および知的財産盗用を減少させるため、より緊密な作業関係を構築するよう上級中国当局者と話し合いを始めた。

FBIサイバー部副取締役レイ・リージェル (Louis Reigel)氏は、中国公安省関係者と会い、幅広い項目について議論したと語った。先月初旬、一週間に渡って当局者と合いミーティングを開催し、海賊商品や他の不正コピー商品が売られているところを見て回った。

中国は、多くの領域で進展を達成しているが、「1 - 2週間で対応できる

ことではない長期間の課題である。」とリージェル氏は語った。

アメリカと中国の当局者は、来月再度ミーティングを開き、アメリカおよびヨーロッパ製品に対する違法不正商品とともに中国から入ってくるコンピューターの侵入のようなサイバー関連犯罪を撲滅させるために、ヨーロッパ連合との共同展開と同様に共同で努力することを話合う。中国大使館所属の新聞は、コメントの要求に答えなかった。

4. 警察がシヤンヤンマーケット(Xiangyang)近郊の海賊行為の温床を捜索

(上海デイリ、2005年12月10日付)

上海警察は、シヤンヤン市マーケット近郊の住宅ビルを捜索し、トップファッションブランドのロゴを付した不正商品と思しき洋服を没収すると共に外国人客のグループを尋問した。取締りは、海賊商品に対する全国キャンペーンの一環として、3日間、市に滞在した州知的財産調査官からの情報に従って行われた。

当局は、没収商品の価値を依然として算定している。一掃によって何人逮捕されたか不明である。

家宅捜索は、賑わっている路上マーケットの角にある繁華街ナンチャン(Nanchang)通の住宅ビル4階で行われた。商品は、マーケットでは押収されなかった。しかし、住宅ビル内では、広範囲の商品を見ていた多くの客に遭遇したと当局者が語った。

調査官は、1, 2階の5部屋に積み上げられたルイビトン、シャネルやロレックスの有名ブランドラベルを付した洋服、靴、アクセサリを発見した。

シヤンヤンマーケットは、また、州知的財産監視弁護士チームから派遣された2名の当局者が、最終的に地下販売アウトレットを誘導している路上を選択した場所であった。

5. 日本の衣料販売会社が、中国で商標係争に勝利

(アジア パルス、2005年12月13日付)

日本の衣料品販売会社良品計画株式会社(TSE:7453)は、中国商標局が香港のジェット・ベスト・インベストメント(Jet Best Investment)株式会社に対して無印良品(Mujirushiryohin)および無地(MUJI)のブランド名使用中止命令を出したと12日発表した。JBIが、30日以内に正式な異議申し立てをしない限り、11月30日に決定された判決が最終となる。

無印および無地のブランドで世界に幅広い商品を販売している良品計画は、中国でのJBIの商標登録を当局が取消すことを要求し2000年5月に異議を申し立てていた。

判決がひとたび公式となったことで、良品計画は、中国で「MUJI」ブランドの衣料品販売を始める計画である。同社は、最初の店舗を2005年7月に中国本土、上海にオープンし、衣料品を除く商品を販売し始めている。

JBIは、1995年に衣料、靴下および手袋に関して商標を登録して以来、中国の17店舗でこれらの商品を販売して来た。

6. 特許セミナー開催

(上海デイリ、2005年12月14日付)

五日間の中国 ヨーロッパ特許ライセンスセミナーが、市特許エージェントの教育を目的に昨日開催された。これは、ヨーロッパ-中国機関設立小プロジェクト(EU-China Small Projects Facility Foundation)が資金面で支援する強化プログラムの一環である。現在、中国には、ライセンスを保持する4,000人の特許エージェントと600の事務所がある。

7. 中国およびアメリカ法学者がアメリカ知的財産権使用料の扱いについて中国企業に支援

(シンホア、2005年12月15日付)

12月14日、中国とアメリカの法学者が、アメリカ国際貿易委員会(USITC)の「337条」調査に関するフォーラムに際して、知的財産権(IPR)の使用料に応える中国企業を援助するため、東中国の杭州に集まった。

1930年のアメリカ関税法337条に基づき、アメリカ知的財産権を違法に侵害した輸入商品は、アメリカへの持ち込みが禁止される。337条に基づく申し立てはUSITCに対して行われ、一般的には、特許、商標および著作権の侵害という違法行為を含むものである。

中国東海岸沿いの多くの企業は輸出指向にあり、製品の多くはアメリカへ販売される。

「しかし、多くがIPRの保護、特に、337条調査を認識しておらず、いくつかは輸出に際して多大な損失を被っている」と中国知的財産局(SIPO)長官ツアン・クイン(Zhang Qin)氏は語った。

「我々は、国内外のマーケットで展開している中国輸出業者を支援するために、IPR保護システムおよび関連法を確立する」と付加えた。

アメリカ知的財産および337条訴訟実務に関する2日間のセミナーは、SIPO知的財産研究開発センターの支援によって実施された。

議題のトップは、アメリカにおける司法制度、アメリカでのIPR係争に係わる中国企業のためのIPR関係争の管轄、戦略や対策案および独占禁止法とIPR間の抵触のような課題であった。

また、このセミナーには、アメリカ連邦巡回区控訴裁判所の判事であるランドル・レーダー(Randall Rader)氏およびITC行政法判事のチャールス・ブルック(Charles Bullock)氏なども参加した。

マレーシア

2005年12月ニュース

1. 日本とマレーシアが、経済パートナーシップ協定に調印

(タイニュースサービス、2005年12月16日付)

12月9日、日本の国会は、経済パートナーシップに係る日本政府とマレーシア政府間との協定(JMEPA)に調印する決定をした。

JMEPAは、2国間の物の貿易量の約97%の関税を削減し、2国間の産業製品および農業、林業、漁業製品の貿易を画期的に拡大する結果となるだろう。

JMEPAは、また、農業、林業、漁業、農園、教育、人材開発、情報と通信技術(ICT)、科学および技術のような広い範囲に渡っての拡大協調を通して、人材の能力向上に貢献するだろう。

両国間の貿易と投資に関する自由化と簡易化に対する強固な地盤が作られることによって、JMEPAは、日本 マレーシア間の戦略的パートナーシップの新たな時代を作るだろう。商品、サービス、投資、知的財産および競争を含むJMEPAに基づく強固なパートナーシップは、両国の経済の活性化と連携の強化を可能にするであろう。

2. 価値の先導役としての知的財産

(ニュー・ストレート・タイムズ、マレーシア、2005年12月29日付)

国家間の経済競争力の指標は、知識資本で構築される新しいタイプの経済的財産を革新し、創造し、活用することが出来る国の能力によって、上昇方向へ引っ張られるだろう。

イノベーションは、特許、著作権や意匠のようなIPを創造する。そのIPが適切に活用されれば、それらが経済的還元をもたらす。同様にIP財産が活用されなければ、それらは、無駄な経済的財産を代表することになる。

現代、多くの国々が革新の中心ばかりかIPの中心になるべく凌ぎをけずっている。しかし、経済発展のレベル、現存ビジネスの高度化やエンフォースメントを含む法的整備が提供されなければ、IPの創造、保護、マネージ

メントや活用の領域での国ごとの対応が極度に異なってくる。

国際IPレースで遅れをとってはいないが、マレーシアは、また、IP産業を促進するための手法を強化した。IPを推進するマレーシア政府の公約の結果として、3月3日をIP Day として宣言した。

近代経済スピナーとしてのIPをモットーにして、マレーシアは、知識ベース経済へ国の経済を移行させ、ビジョン2020の目標を達成するプランを加速するためのいくつかの主要な率先案を始めた。

ビジョン2020は、マレーシアが豊富な情報を有することで、技術に特化し、知識力、技能及び勤勉さによって牽引される経済を導入し、革新し、発明することが可能な経済をともなった発展国、科学的な進展国になることを提言している。

マレーシア政府は、イノベーションが経済発展の重要な要素であることを認識している。ダテュック・セリ・アブドゥラ(Datuk Seri Abdullah Badawi)首相は、世界の最も富める国々は、最も革新的でもあるとコメントしている。

マレーシアは、知識によって牽引される革新的で、創造的で資源の豊富な社会を構築したい。世界のベストと競争できるマレーシア人を開発し、豊かにするため、より高く人的資本に価値を付加する考えである。

マレーシアには、イノベーション能力を向上させ、競争力を高める願望がある。マレーシアがビジョン2020を成長させ、高度に達成させるための継続をおこなうには、革新がより上手いかなければならないと政府は信じている。

現在、知的財産は、総じて、世界最大級で最も革新的な多く会社の基本的な資産である認識されている。知的資産のサブセットである知的財産権は、特許、商標、著作権およびトレードシークレットを含む法的な基礎を有する権利である。

知的資産マネジメントは、特に、知的財産権の商業価値を会社にもたらすような会社レベルでの知的資産をマネージするフレームワークを描くことである。

新たな戦略、道具およびテクニックは、資金創造のために最適に運用され、株主価値を高めるために知的財産を最適に活用されてきた。例として、強力な特許ポートフォリオを持つ会社は、強いマーケット潜在力を所有する会社である傾向にある。

IPの創造、保護、マネジメントおよび活用を進めるIPエコシステムを作ることができる国々は、表面に現れる経済的財産として、IPをベースとした復活経済成長の利益を得ることになる。

マレーシアのような多くの発展途上国にとってのチャレンジは、IP保護、特に、エンフォースメントに対する法的フレームワークを強化し続けることになる。IPを保護する経済を開発することおよびIP価値創出を促進するビジネスおよび経済のインフラを構築することによって、イノベーションと知識資本分野へのより大きな外国投資を呼び込むだろう。

シンガポール

2005年12月ニュース

1. 海賊行為の減少がIT産業を押し上げ
2. シンガポールのバイオセンサーが特許出願の進展により浮上
3. 海賊版ゲームと映画のオンライン販売
4. IPRに適用する垂直的除外

1.海賊行為の減少がIT産業を押し上げ

(ビジネスタイムズ、シンガポール、2005年12月9日)

今後4年間で、シンガポールでの海賊行為の比率が42%から10%減少したならば、シンガポールのIT分野を約US10億ドル規模押し上げるであろうことをビジネスソフトウェア協会(BSA)の調査が示している。

70ヶ国をカバーする世界的調査が、マイクロソフト、アドープ、アップル、HPおよびIBMなどをメンバーに含む全世界的ソフトウェア産業連合であるIT調査会社IDC BSAによって実施された。目的は、ソフトウェアの海賊行為を減少させることにある。

シンガポールは、国民総生産(GDP)の占める割合として世界で最も大きいIT分野を有するとBSAアジア副会長で地域役員のジェフリ・ハーディ(Jeffrey Hardee)氏がBTに語った。現在の42%から海賊行為を10%削減することにより、IT分野の規模を拡大するのみならず3,700の職とUS573万ドルの地域産業の拡大をもたらすとハーディ氏は語った。また、このことは、重要な公共サービスに対するシンガポール政府の支払いの助けとなる新しい税収として、US150万ドルも生み出すであろう。

BSAがIDCによって実施した初期の調査によれば、シンガポールの海賊行為の比率は、2003年の43%から昨年は42%に1%減少した。ニュージーランド(23%)、日本(28%)およびオーストラリア(32%)

のみが、アジア - 太平洋でシンガポールより低い海賊行為の比率である。アジア - 太平洋全体での昨年の海賊行為は53%であった。

2. シンガポールのバイオセンサーが特許出願の進展により浮上

(AFX アジア, 2005年12月9 & 14日付)

ヘルスケア会社のバイオセンサー・インターナショナル・グループは、ポリマーコーティングの列を組合せた血管ステント(stents)に関して、エベロリマス(Everolimus)薬を使用した際の作用に関する特許を出願し、アメリカ特許商標庁(USPTO)から「許可通知」を受領した後、上昇した。

「許可通知」は、特許出願には特許可能な請求範囲があるとUSPTOが決定した文書であり、その通知の受領は、特許登録と公開への必要なステップである。

今年はじめ、バイオセンサーは、血管ステントにコーティングする生体分解可能な薬放出ポリマーとの組合せにかかるエベロリマスを含むアンチレステイノティック イムノサプレッシブ (antirestenotic , immuno-suppressive)薬の使用をカバーする米国特許を取得した。

バイオセンサーグループ株式会社は、アキシオン(Axxion)と称するドラッグ・エルティン・ステント(DES)の販売に対して、特許侵害であるとしてアメリカ資本のボストン・サイエンティフィック(US-based Boston Scientific Corp)社とカナダのアンジオテック・ファーマスーティカル(Angiotech Pharmaceuticals Inc of Canada)社からオランダで提訴され、その後、撤退したかもしれないと見られていた。

「12月9日、彼らは、アキシオンのステントが、アンジオテックが所有するヨーロッパ特許第0706376を侵害するとしてその会社および子会社に対して法的処置を開始した。」と語った。

バイオセンサーは、ボストンサイエンティフィックとアンジオテック社の訴えに対抗して防御する意向であり、現在、法律アドバイザーと話合っている。

3. 海賊版ゲームと映画のオンライン販売

(ストレートタイムズ、シンガポール、2005年12月16日付)

3人の男女がインターネット上で、海賊版TVショー、映画およびコンピューターゲームを販売したとして逮捕された。警察は、コンピューターと共に約3,500枚のCDおよびDVDを押収した。

知的財産権分室(Branch)は、4人のオンラインユーザーが、海賊版香港TVB連続番組、プレイステーションポータブルゲームとソフトウェアを含むディスクを販売していたという内部情報に基づき行動した。

彼らは、商品をオンラインオークションサイトおよび公衆広場で宣伝したといわれている。購買者は、オンラインまたは携帯電話でコンタクトし、インターネットバンキング、ATMまたは現金で支払っていたらしい。また、4人の内の2人は、インターネットから違法にタイトルをダウンロードしたとみられている。

販売および配送のために著作権違反の素材を所有していた罪は、各違法アイテムに対して10,000ドルの罰金もしくは5年以内の実刑とともに最高100,000ドルの罰金となる。

4. IPRに適用する垂直的除外

(ビジネスタイムズ、シンガポール、2005年12月21日付)

シンガポール競争委員会は、昨日、知的財産権(IPR)は、競争法の垂直的協定条項からは除外されることを明らかにした。

「垂直的除外は、それらが契約の主目的を構成しなければ、IPR条項をカバーし、直接的な商品およびサービスの使用、販売または再販に係わらない」とする見解が、IPRの取扱いの最終ガイドラインである旨、語った。

垂直的除外は、購買および流通契約のみに適用し、IPのライセンス契約には適用しないことを意味する。たとえば、商標使用のようなフランチャイズ契約内の垂直的制限は、商標法の第三付則(the Third Schedule of the Act)の下に垂直除外として一般的にはカバーされる。

この解釈は、委員会による公衆コンサルタント後の法律(Act following public consultation)に基づく、IPRの取扱いについてガイドラインを作成した。ガイドラインは、契約が競争者間で作成される場合に限ったもので、価格決定、市場シェアあるいは量的制限(output limitation)を含むが、競争に大きな逆効果をもたらすように思われるケースを反映するように改定された。

ガイドラインは、また、グラントバック(戻し特許)、特に、非排他的のグラントバックは、原則として反競争的とは認められないことを示唆するように明確化した。グラントバックとは、ライセンスされた技術へのライセンスの改良に対する権利を、ライセンサーがライセンサーに譲渡する、あるいは、譲渡に同意する契約のことである。

その法(ACT)および知的財産法(特許法のような)の両法に基づく条項を含んでいるケースに関して、委員会は、シンガポールの知的財産局および法務省とおのこの司法権に従ってケースを取扱う最適な法律を決定するように共同していく予定である。

このことが、懐疑的な有罪を防ぐであろうし、ケースを取扱う調整の負担を最小化するであろう。IPRの取扱いに関する最終ガイドラインは、1月1

日に有効となる禁止(prohibition)に関する法の下に制定された一連の改定ガイドラインが最後のものとなる。

フィリピン

2005年12月のニュース

1. ソフトウェアグループが海賊版商品への手入りを発表

(ビジネスワールド、2005年12月6日付)

世界の大手ソフトウェア製造会社による非営利商業団体であるビジネスソフトウェア協会(BSA)は、国立調査機関(NBI)の知的財産権部が著作権法違反者に対し、一連の捜査取り締まりを行ったことを発表した。

今年9月のホゼ・フスト・ジャップ(Jose Justo Yap)率いるフィリピン海賊版捜査班による捜査が始まって以来、8つの会社が正規な免許をもたず、ソフトウェアを使用していたことが発覚し、海賊版ソフトウェアを販売していたアメリカ人とそのフィリピン人共同経営者を逮捕した。

また最近、国立調査機関は、国内で40の支店を持つ大手インターネット・カフェ・チェーンのエクスペッションズ・センター(Expressions Center for Learning or Excel)の3つの支店に対し家宅捜索を行い、捜査官は一千万ペソに値する286機のデスクトップとソフトウェアを押収した。

ビジネスソフトウェア協会(BSA)はライセンスのないソフトウェアを使っている会社についての情報や海賊版ソフトウェアの捜査のための反海賊版ホットラインを設けている。フィリピンにおいて、BSAはフィリピン・ソフトウェア産業協会(Philippine Software Industry Association)、フィリピン・インターネットサービス機関(Philippine Internet Services Organization)、国内監査機関(Institute of Internal Auditors)、政府内部監査協会(Association of Government Internal Auditors)との相互理解の覚書(MOU)を交わしている。

2. 国立調査機関(NBI)が海賊版ソフトウェアに対して厳しい取り締まり

(フィリピン デイリー インクワイラー 2005年 12月10日付)

9日、国立調査機関(NBI)の捜査官が、ライセンスのないマイクロソフトのソフトウェアを使っていたインターネットカフェを家宅捜索し、百万ペソに値する32機のコンピューターを押収した。

手入れを受けた会社は、ケソン市(Quezon City, Kamias, Anonas St.)

にあるジャックタグズコンピューターサービスセンター (Jacctags Computer Service Center) とアーキソフト (Archisoft PC-911 Sales and Services) の2つの支店で、1つはカミアス (Kamias St.) にあり、もう1つは、カルカン市 (Caloocan City, Rizal Ave.) のノースモール (Northmall) の2階にある。NBIの知的財産権部 (IPRD) の主任捜査官ホセ・フスト・ジャップは、押収したデスクトップにはウィンドウズ XPのようなライセンスのないマイクロソフトのソフトウェアが無認可でコピーされたものが含まれていた、と報告した。

主任捜査官によると、この家宅捜索はビジネスソフトウェア協会 (BSA) の訴えにより行われ、インターネットカフェの所有者に対し、著作権侵害の容疑で起訴する方針であることを伝えた。

3. フィリピン 知的財産権のブラックリスト入りから辛くも免れる (ビジネス ワールド、2005年12月27日付)

アメリカ大使館によると、フィリピンでは、最高裁が知的財産権 (IPR) に関する裁判所の設置要求を却下したが、アメリカが設定している知的財産権違反国のブラックリストからは辛くも免れることが予想される、と発表した。

大使館スポークスマンのマシュー・ラッセンホップ (Matthew Lussenhop) は会見で、アメリカ政府は、違反者を有罪にすると共に、知的財産権法の効果的な強化を望んでいる、と告げた。

「直接的影響がないというわけではないが、IPR裁判所の設置はフィリピン政府の決めるところであり、アメリカ政府による要求でかなうものではない。重要なのは、知的財産権を保護し、より徹底した法の施行と告発を進めていくことである。」とスポークスマンは指摘している。

最高裁は、先に知的財産法の侵害のみを裁く特別な裁判所を設置するという知的財産権局の要請を却下した。しかしアメリカの投資家は知的財産権に関する裁判や侵害を処罰するプロセスを迅速に進めていくために、特別法廷の設置を要求している。

このような動きは、フィリピンがアメリカの監視国リストのTier 2 (2段階) から除外される手助けになると見られていた。フィリピンは4年間連続でそのリストにあがっている。

アメリカは、フィリピンがどのように知的財産法を遵守しているか、いろいろな面から見なおしを行っている。その評価の決定は来年になるだろう。

「見なおしは行っているが、改善がみられない場合、また、知的財産権の違反行為が悪化している場合は、優先国 (priority country) としてブラッ

クリストにあげられるかもしれない。現在、優先国はウクライナのみである。」と関係者は言っている。

フィリピンのほかに、13のアメリカの貿易相手国が厳しい監視を必要とする優先監視国リストにあがっている。アルゼンチン、ブラジル、中国、エジプト、インド、インドネシア、イスラエル、クウェート、レバノン、パキスタン、ロシア、トルコ、ベネズエラである。

大使館は先に、フィリピンにおける知的財産盗用により、アメリカの企業が毎年約2億ドルの損失を出している、と述べている。現在、少なくとも、知的財産権の侵害に関する案件は1500件が法務省で係争中であるが、このうち半分は裁判所で棄却されたか提訴されている事件である。

インドネシア

2005年12月ニュース

1. デュポン社(Du Pont)、プロビオ(probio)を特許侵害で提訴

(ビジネスインドネシア、2005年12月5日付)

米国系の会社であるイー・アイ・デュポン・デ・ネモス・カンパニー(EI du Pont De Nemours and Company)はピーティ・プロビオ・インターナショナル・ケミカルズ(PT Probio International Dkchemicals)に対し、メチル・メツルフロン(metil metsulfuron)の除草剤製品の特許侵害として、少なくとも1,000万米ドルの賠償を求める訴訟を起こした。

ピーティ・プロビオ・インターナショナル・ケミカルズはデュポンが所有する特許を同社からのライセンスや許可なしに使用し、商業ベースで販売していると訴えられている。この除草剤はヤシの木、ゴムその他のプランテーション用の植物の草を抑えるために有効である。除草剤の名前はAlly 20 WDGという。

ビジネスからの取材に対し、デュポンの法的代理人アリ・オクシー・マビアント(Ali Oksy Murbianto)氏は、彼の顧客であるデュポンは、訴訟を起こしており、現在ジャカルタの商務裁判所で審理中であると認めた。

オクシー氏によれば、デュポンは除草剤の特許権者であり、1999年3月22日に、法務省知的財産総局で特許が登録されて以来、2008年の12月1日まで有効である。

「被告の行為は明らかに法と特許権者の権利の侵害である。これは特許に関する法第14/2001号の16条違反である」と彼は説明する。

これとは別に、ピーティ・プロビオ・インターナショナル・ケミカルズの法的代理人オーガスティナス・パヨン・ドシ (Agustinus Payong Dosi) 氏はデュポンによって出された特許侵害の告発を否定し、「ピーティ・プロビオは問題の除草剤を売っているだけであり、使っていない。だから、デュポンが私の顧客のピーティ・プロビオに対して訴訟を起こしたのは適切ではない。」と述べた。

2. インドネシア、TRIPS条約の改正に賛成

(ビジネスインドネシア、2005年12月10日付)

インドネシアは2005年12月13-18日まで香港で開催されるWTO (世界貿易機関) の大臣級会議でTRIPS (Trade Related Aspects of Intellectual Property) 条約の地理的表示に関する修正に賛成する見込みである。

TRIPS条約の修正は、ワインとアルコール度の高い飲物以外の産物にも地理的表示による保護を拡大することを含んでいる。

法務人権省のアブダル・バリ・アゼット (Abdul Bari Azed) 知的財産権局長によれば、この拡大は、コーヒーやこしょう、タバコなどの他の産品が地理的表示の保護を受ける可能性を開くものだと述べた。

WTOフォーラムのインドネシア代表の1人であるバリは、地理的表示の規定に関する討論では2つの主要な問題があると説明した。

1つ目の問題は、地理的表示の保護はワインとアルコール度の高い飲物以外の農産物にも広げるべきかどうか、2つ目の問題は多国間の通報システムをワインと他のアルコール度の高い飲物に適用すべきかどうかである。

3. 不正行為の増加にもかかわらずサイバー犯罪の法案結論出ず

(ジャカルタポストニュースペーパー、インドネシア、2005年12月27日付)

サイバー犯罪者は、少なくとも向こう3ヶ月は、刑務所で最長10年を過ごすこともないし、最高20億ルピー (約20万米ドル) の罰金を支払うこともないと知り、安堵するだろう。

IT技術を活用した電子商取引行為の法的基礎とするため提案された、サイバー犯罪に関する法案は7月に国会に提出されたが、国会議員は法案は「目玉」に欠けるところとして、法の施行の前に再検討すると言う。施行は最速でも3ヶ月後となる。

デディー (Dedy) 氏はこの法案は電子商取引と電子ビジネスに焦点を置

き、サイバー犯罪のみを扱う法は別の法案として提案したほうが良いと言う。近年、ITの利用が広まり、以前では先進国にしか見られなかった、クレジットカードの偽造やコンピューターハッキングなどのコンピューター関連の犯罪が著しく増加した。

昨年1月にアメリカのベリサイン (VeriSign) が発行した「インターネットセキュリティ情報のまとめ」(An Internet Security Intelligence Briefing) では、インドネシアは、ネット詐欺 (cyberfraud) の件数が多い国として、米国とカナダに続き第3位に挙げられていた。

この国で電子商取引に従事する際の法的基盤のなさ、同様に、サイバー犯罪に対する制裁手段の欠如が、大量のネット詐欺とITセクターへの投資の不足の一因となっている。

サイバー犯罪法、正式には電子商取引及び情報法は、2003年3月に法案が策定されたが、2005年7月まで上程されなかった。法案は電子サインやサイバー知的財産権からサイバー犯罪の定義まで、広範な項目をカバーしている。

インドネシアIT連盟を含むITの監視役は、電子商取引、電子行政府の法的基礎としてこの法案の一刻も早い成立を強調する。

情報通信省のICT応用のチャヤナ・アマジャヤディ (Cahyana Ahmadjayadi) 長官は、ITは効率性と生産性を高めるための有効な道具であることが証明されたが、犯罪行為の機会をもつくり出した。「これら^のどちらも(この法案を)推し進めるための十分な理由である」と述べた。

ベトナム

2005年12月ニュース

1. 模倣品対策には産業界からの協力が必要
2. 国内企業、国外での商標紛争に直面する
3. セミナーで著作権者の保護を求める
4. ベトナムで知的財産権保護のセミナー開催
5. 偽造品対策には密接な協力が必要
6. 著作権法、民間伝承文化を保護

1. 模倣品対策には産業界からの助力が必要
(タイニュースサービス、2005年12月1日付)

ベトナムの企業は国内の模倣商品と著作権の侵害に対して対策を採るべ

きであると、フランス生産者組合のクリスティン・ライ(Christine Lai)会長は述べ、産業界と関係官庁との緊密な協力のみが深刻な問題の増加を抑えるだろうと付け加えた。

フランスの専門家からの分析によれば、産業界が自らの知的財産を守るには2つの方法がある。1つは、自らの技術やアイデアを秘密にして自分たちのみで利用すること。これは、今日の高速度なハイテク産業界で、短期間で技術が開発され、普及し、応用されていく世界ではあまり可能性がない。

他の方法は特許と特許出願を保護する法を使う方法である。大半の産業にとってこれが最も実地的な解決法であると、彼らは言う。企業は著作権と知的財産権の登録により法的保護を受ける。しかし、企業は権利侵害を隠蔽する方法を見つけだすため、政府や司法機関では産業の保護に苦慮していると専門家は語る。民間部門からの協力は不可欠であるとも述べた。

2. 国内企業、国外での商標紛争に直面する

(*タイニュースサービス、2005年12月6日付*)

知的財産局のラン・ヴィエト・フン副局長によれば、多くの国内企業は、国外での特許登録や商標保護に十分な注意を払わないため、国際市場で紛争に直面することが多くなっているという。

ファム・アンド・アソシエイト法律事務所 (Pham & Associate Law Office) の代表バック・タン・ビン (Bach Thanh Binh) 氏によれば、国内の企業の何社かはこの問題を国外の代理人やパートナーに委託している。さらに、これらの外国の代理人が自国で商標を登録し、それを自分の所有物と考えれば紛争は避けられないと彼は付け加えた。

ビン氏は外国で自社の商品の商標を失った何社かの会社の例を挙げた。その商標の中には、ベン・トレ (Ben Tre) ココナッツキャンディ、ラン・ヌエン (Trung Nguyen) コーヒー、ペトロ・ベトナム (Petro Vietnam)、ヴィナタバ (Vinataba) タバコが含まれる。

知的財産局からの最近の統計によれば、国内企業が海外で商標や特許の出願をした件数はわずか100件であり、ベトナムのビジネスの必要度にはとても及ばない。「企業が商標を失うと輸出市場や貿易の相手を失う。」とビン氏は言う。

ティー・エー・ベトナム (T&A Vietnam) のパム・クワン・フン (Pham Quang Hung) 氏は商標は国内外で登録され保護されるべきだ、なぜなら商標は商品価値の90%を占めるからと述べた。

産業界は国際的に商標を登録する重要性を認識すべきだ、そして企業は熾烈な競争の国際経済の中で、自らの商標と市場を守るためにイニシアチブを

とらねばならないと付け加えた。

3. セミナーで著作権者の保護を求める

(*タイニュースサービス、2005年12月12日付*)

ベトナムの著作権局は著作権者に自らの法的な権利と利益を守り、これらの権利を管理するための新しい情報を常に更新するため、技術的な手段を最大限活用するよう求めた。

火曜日にハノイで開催された、デジタル環境における著作権に関するセミナーで、著作権局のヴ・マン・チュー局長は、デジタルサービスの製作者、輸入者、流通業者、供給者はこれらの権利を使用するという営業ライセンスがない限り、営業できないと述べた。

ベトナムの著作権局とスイス知的財産連邦協会が合同で開催したセミナーは、知的財産分野におけるベトナムとスイスの共同特別プログラムの一環である。

チュー氏は著作権と関連する権利は1992年のベトナム憲法、1995年と2005年の民法、及び2005年の知的財産権法に含まれていると言う。

国際的な統合が進む中で、我が国は知的財産権保護分野での国の責任と重要な役割について認知し、先月、第11回国会の第8回会期で知的財産権法を可決し、法の施行を最優先課題にしていると、リン氏は付け加えた。

4. ベトナムで知的財産権保護のセミナー開催

(*タイニュースサービス、2005年12月14日付*)

月曜日にハノイで開催されたセミナーで、科学者と企業の経営者は知的財産と工業所有権情報の保護は企業が技術移転を促進させる手助けとなるという見解を共有した。

また、保護制度が、技術を必要とする企業に法的及び技術的情報を提供することとなるという点でも合意した。

セミナーのスピーカーは、世界知的所有権機関(WIPO)のような国際機関からの援助で、科学技術省の知的財産局は工業所有権関連情報の図書室を持ち、企業、研究機関、大学、個人の需要に応じてきていると考えている。しかし、発明に関する情報はまだ整備されていない。

セミナーは知的財産局、WIPO、ハノイ技術大学の共催で開催された。

5. 偽造品対策には密接な協力が必要

(*タイニュースサービス、2005年12月23日付*)

近年、市場管理部門と関連機関は偽造品の取締りに懸命な努力をしてきた。

しかし、依然として期待するレベルには達していない。企業の商標や消費者の利益を保護するため、状況を改善しようと企業からの密接な協力を求めている。

多くの産業界は模倣品といかに戦い、自社の商品イメージを守るかの様々なプランを持っている。トン・ナット・電子エンジニアリング会社(The Thong Nhat Electric Engineering Company)は、商品のデザインを多様化するため生産ラインと技術を更新し、消費者に本物と偽物の違いを区別する方法を教えるパンフレットを配布した。

ビン・ティエン・フットウエアー会社(The Binh Tien Footwear Company)はBitisという商標をつけた製品で知られている。しかし、Bitis製品の模倣品が公然と市場で、小さな店で、路上でさえ売られている。北部地域でBitis製品の販売の責任者であるル・ハイ・ナム(Le Hai Nam)氏は、模倣品と戦うための有効な手段の1つは商品フェアに参加することだと言う。

田舎の市場は模倣品製造者と流通業者の標的である。なぜなら、田舎の人々は模倣品についての知識に乏しく、心理的にも低価格商品を好むからである。積極的に模倣品と戦うため、タン・ハ有機肥料会社(Thanh Ha Organic Fertiliser Company)は、自社製品を市場に出す前に登録している。

ニコテックス植物保護除草剤会社(The NICOTEX Plant Protection Herbicides Company)は、地元の農業者団体や農業促進協会と協力し、農業者に直接製品を配布し、本物と偽物の除草剤の見分け方を教えている。同社の北部地域のディレクターであるニュエン・タン・ミン(Nguyen Thanh Minh)氏は、模倣品と戦うため会社は頻繁に市場の監視キャンペーンを行い、地元の行政者と緊密な連携を保ち、消費者からのフィードバックに対応している。

偽造品追放と消費者利益の保護協会のル・テ・バオ会長によれば、企業が製品を市場に出す際には商標をつけるよう特別の注意が必要だ。一方、関連機関は海外からのものを含め、ブランド名のコピーを厳重に取り締まり、国内の産業界が商標を作り出す助けをしている。

多くの企業は他の業者による模倣品を発見したとしてもそれを警察や市場管理者にあえて通報はしない。事件を騒ぎ立てた場合、消費者が彼らの製品を選択するのに用心深くなるのではないかと恐れるからだ。他の事業者は、マッチや爪楊枝やティッシュなどの価値の小さなものが偽造された場合、その事件を取り扱ってもらうためには当局に相当の金を支払わねばならないと思っている。これが偽造品が依然横行する原因である。

偽造品と効果的に戦うため、企業の信用と消費者の利益を守るため、企業は関係機関からのアクションや消費者からの苦情を待つのではなく、関係機

関と密接に連携をとらねばならない。

6. 著作権法、民間伝承文化を保護

(タイニュースサービス、2005年12月23日付)

ベトナムの民間伝承文化の使用者らは、2006年7月1日に施行される知的財産法に従い、持ち主の許可を得るかロイヤルティーを支払わねばならないと文化情報省の高官が述べた。

著作権局のヴ・マン・チュー局長によれば、美術であり、文芸であろうと民間伝承を利用したいと願う個人や組織は、その伝承が所属する地域の権限者に許可を得る必要がある。

チュー氏の局とその同僚は民間伝承の表現に関する著作権保護に責任がある。スイス知的財産連邦協会(SFIIP)もここに含まれる。チュー氏と同僚は先週ホーチミン市で開催された著作権セミナーで、文化研究者に法の要素と難しさを概説した。

そのイベントでSFIIPの法律顧問であるエマニュエル・メイヤー(Emanuel Mayer)弁護士は、民間伝承の保護はそれを守り、誤用を防ぐためである。しかし、注意深いドラフティングが必要である。それにより、保護が文化の自然な進化を妨げないこと、それを利用したい人が効果的に利用できることが必要だと述べた。

「1980年以来、ベトナムは民間伝承の芸術、文芸をリサーチし、記録し、出版するという目覚ましい業績をあげてきた。その中には少数民族の叙事詩や絵画、音楽、ダンス及び建築作品が含まれる」とチュー氏はその場で述べた。

チュー氏はさらに続けて、しかし、ベトナムの芸術家やエンターテインメント会社は、法への対処の仕方で、元祖の芸術家を見つけることの困難さに直面し、ベトナムでは依然として著作権法を理解し、統括する文書がないという事実と格闘している、と述べた。

ベトナム民間伝承協会のノック・タン(Ngoc Thanh)会長によれば、民間伝承芸術、文芸の著作権保護はベトナムでは依然として新しいことである。

タン氏は、先月国会で可決された知的財産法は、「ベトナムが世界貿易機関に加盟する際、我々がより成長し、世界文化圏に加わることを助けるだろう」ことを認めた。

タン氏は、民間伝承に著作権料を払うのは簡単な仕事ではない。「我々はこれらのルールに対して新参者だ。時間をかけてよい仕事ができるようになる。」と述べた。そして、著作権料は30%は地域に、30%は伝承の保有者に、40%はその実演者へと、3段階に振り分けられると説明した。

「地域に支払われた金は村の伝統文化を次世代の若者に伝えるために役立つだろう」と彼は言う。

タン氏によると、同協会はよりよい著作権契約を結ぶための資金と人材を派遣している。「我々は出版社や音楽会社と著作権契約を結び、我々が発見し収集した民間伝承を出版製作する」と述べた。

最大の問題の1つは、若い芸術家が著作権交渉をするため、芸術の所有者にどこでどうやって連絡を取るのかわからないことである。音楽プロデューサーやオーガナイザーも同じ状況に置かれている。彼らのCDやショーもフォークミュージックを使用しているため、もう自由には使用できない。

「文化担当官庁は我々がより効果的に著作権保護を理解し実行できるよう、素早く、効率的に働く必要がある」とホーチミン市の音楽プロデューサーは言う。

インド

2005年12月のニュース

1. 伝統知識についての電子百科事典 (E-encyclopedia) を準備中
2. インド 生物圏保護のための特許法を求める
3. スズキ ブランドネームを不正使用しているインドの会社10社を提訴
4. ケーララ知的所有権政策の草案を公開

1. 伝統知識についての電子百科事典 (E-encyclopedia) を準備中
(ヒンズー、2005年12月6日付け)

膨大な伝統知識を保護するため、インドは知的財産権侵害者に地元の財産を特許登録されないようにすべく電子フォーマットによる3千万ページに及ぶ百科事典を出版する。

FICCI-WIPOのセミナーで産業政策推進局の事務官アジェイ・デュア氏 (Ajay Dua) は、百科事典の製作は進行中で、すでに3分の1が終わり、約1千万ページがデジタル化されたと発表した。

それは伝統知識デジタルライブラリー (TKDL) と呼ばれ、この取り組みは、海外の人間がヨガやアヤールヴェダ (Ayurveda) のような薬のシステムについての伝統知識を特許登録することを防止する。

デュア氏によると、「TKDLのような取り組みが進められている中でも、150のヨガのポーズ (asanas) が既に海外で特許をとられ、そのうち134のポーズが米国特許商標局 (USPTO) によって特許として認められている。また、

約1,500のポーズが世界の他の国々で商標を与えられている。伝統知識はインドにおいて、いろいろな言語で一般人の共有するところであったが、海外の特許審査官にはなかなか手の届かないものであった。」

Eドキュメントは、フランス語、ドイツ語、日本語を含むすべての主要な国際語によって閲覧できるので、特許審査官が不注意に特許を認めてしまうことを防止できる。

2. インド 生物圏保護のための特許法を求める

(ヒンズー、2005年12月6日付)

インドはアメリカ、イギリスに対し、生物圏に関する特許侵害を防ぐための情報についての問題で争う姿勢である。IPRの事件のみを扱う裁判所が提案され、インドは2カ国に対し、生物圏の要素を利用する製品のために取得された特許についてその出処と地名を記載することを義務付けるよう徹底して要求していることをIPR Visionのガングリ首席事務官(P. Ganguli)は述べた。

ガングリ氏は、伝統知識保護の基準について説明した条項のような知的財産法(IPR Act)が認める除外例について特許官を教育する必要があることを強調した。IPRによると、発明とされるものが伝統知識である場合、インドでは特許として認められないということだ。

ガングリ氏はIPRに関する件のみを取り扱う別の裁判所を設置する必要があるとも訴えた。このため、より多くの弁護士や裁判官を特許法について教育するとともに、特許官も教育し、インセンティブを与え、特許事務に引き続き従事してもらう必要があると述べた。また、最も重要なスピーチをしたインド科学機関のピー・バラム(P. Balaram)は、IPR文化に調査や開発を取りこんでいくような環境づくりをする必要があることを述べた。

3. スズキ ブランドネームの不正使用をしているインドの10社を提訴

(アジアパルス 2005年12月9日付)

日本のスズキ株式会社(SMC)は、スズキというブランドネームを商標として、または、会社名の一部として使っている10社をデリーの高裁に訴えたと発表した。それらの会社は金融、繊維、紡績に及ぶ。スズキ自動車のインドの子会社のマルチ(Maruti)スズキは、SMCは、訴訟によって、10社にスズキという名前の使用の禁止を求めていくことを明らかにした。

SMCは、登録された商標 Suzuki の所有者であり、SMCが提訴した10社はSMCの許可なく、Suzuki という名を使っていた。

「これらの会社はSMCとは何の関係もなく、Suzuki という名前を使用

することでSMCと関係があるような印象を与えていた。」と申し立てている。使用禁止の通告にもかかわらず、会社が Suzuki の名を使用し続けたため、提訴に踏み切ったものがある。

インドでは、SMCはMaruti Udyog Limited(自動車)とSuzuki Motorcycle India Private Limited(バイクとその他の二輪車)にのみスズキのブランド使用のライセンスを与えている。

4. ケーララ知的財産権政策の草案を公開

(ヒンズー、2005年12月15日付)

マニ法務大臣(K.M.Mani)が議長を務めた会議で、法務省幹部のチャンディ(Ooomeen Chandy)氏が法務省の準備したケーララ州の知的財産権に関する政策の草案を発表した。その政策は、知的財産権の重要性が増すとともに必要とされたものであり、国全体のモデルとして使われるということである。

この政策はケーララ州の伝統知識を保護し、それが忘れ去られることのないようにするのに役立つというのが、マニ法務大臣の考えである。ケーララ州は、現在のところ知的財産権に関する確かな政策をもっていないが、世界的な変化がそれを必要としている。種子や、長年にわたって農民が蓄えてきた栽培方法を護るために早速手段を講じる必要があることを強調した。そうしなければ、インドのみで生み出されるVasthu vidyaをドイツの会社が自社のものと主張するようなケースが繰り返されるだろうとの懸念を明らかにした。

ブルネイ ダルサラーム

2005年12月のニュース

ブルネイの販売店 海賊版ディスクの在庫を一掃

(BBCモーニングアジアパシフィック、2005年12月29日付)

先週から、キウラップ(Kiulap)やガドン(Gadong)などの商業地区やその他のエリアの人気店でたった1ドルで売られていた海賊版のDVD、VCD、CDの数が減少したことに人々は戸惑っている。海賊版の在庫をなくすことを最優先としながらも、本物のDVD、VCD、CDを売り始める店も現れた。

海賊版のDVD、VCD、CDが著作権者の許可を得ず売られる日はもう残り少ないようだ。店員たちはそのことに関して何もコメントしないが、海外の著

著作権所有者がブルネイにおけるコンピューターソフトウェアを含む違反がないか、現地視察に来ているか、来る予定といわれている。

過去において、王立ブルネイ警察は、著作権所有者からの知的財産権侵害の正式な訴えを受け、販売店を定期的に捜査し、海外のVCD配給元の所有権を保護してきた。

1999年の著作権に関する緊急法令(Emergency Order)の204条によると、個人的使用や家庭内で鑑賞する目的以外に商品を買ったり、密輸入したり、配給したりする著作権侵害行為で逮捕された場合、罰金、或いは、2年以下の禁固、又は、その両方が科せられる。

この条項に対する違反を犯した者は、裁判で有罪になった場合、5千ドル以下の罰金、或いは、6ヶ月以下の禁固、又は、その両方が科せられうる。